

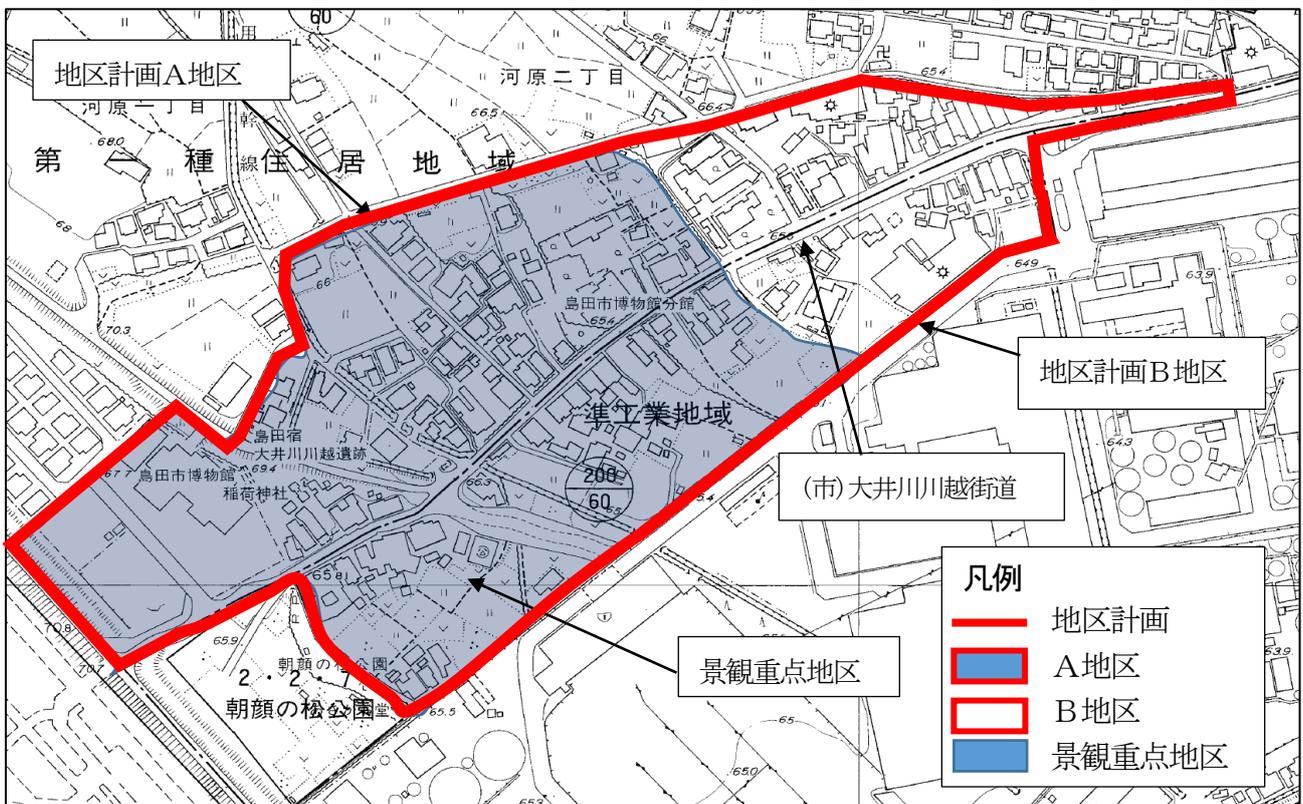
島田都市計画川越し街道周辺地区計画の決定・景観重点地区の指定について

(都市基盤部都市政策課)

1 目的

本地区は、(市)大井川川越し街道付近に位置し、川越し街道沿線は、江戸時代、東海道最大の難所と知られた大井川の川越しを今に伝える、歴史的遺産である島田宿大井川川越し遺跡が集積する地区である。本地区の歴史的建築物については、「島田宿大井川川越し遺跡整備基本計画」に基づき、今後、保存整備事業が予定されていることから、地区計画及び景観重点地区を指定し、建築物の用途、高さ、形態又は色彩その他意匠などの制限を定め、島田宿川越し遺跡と居住建築物との調和を図り、良好な都市空間の形成と保全を目指す。

2 位置及び区域図(約8.2ha)



3 区域の説明

【A地区(景観重点地区と同じ区域) 約6.13ha】

歴史的資源の保存・活用とともに良好な居住環境を形成する地区

【B地区 約2.08ha】

周辺の歴史的建築物との調和を図り、良好な居住環境を形成する地区

(裏面に続く)

4 地区計画等の概要

	概 要	備 考
地区計画（市決定） （都市計画法第12条の4）	住民等にとって良好な市街地環境を形成・保全するため、建築物等の高さの限度、壁面の位置の制限等を定める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づき届出が必要 ・ 違反した場合には罰則を適用
景観重点地区 （市指定） （景観条例第8条）	景観計画において、特に重点的に取り組む必要があると認められる地区に、行為の制限を定める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づき届出が必要（違反の場合は景観法第17条に基づき措置を命令） ・ 違反した場合は罰則を適用

5 規制内容の分類表

項 目	内 容	地区計画		景観重点地区 (A地区)
		A	B	
建築物等の用途の制限	建築物の制限	○	○	
壁面の位置の制限	道路からの外壁後退位置	○		○
建築物等の高さの最高限度	A地区 10m B地区 12m	○	○	
建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根の形状・勾配・色彩			○
その他建築物等に関する事項	垣・柵の構造	○		○
屋外広告物の表示又は掲出に関する事項	広告物の素材・色彩等	○	○	○

* 新築・改築等にかかる規制であり、既存建築物への影響はない。

6 今後のスケジュール

2月 市議会（島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案の提出）

3月 地区計画等の告示（4月1日から施行）